

第3部 - 第4 災害に強いまちづくりの推進

基本的な考え方

災害に強いまちづくりを推進することは、地震や火災などあらゆる災害から市民の生命と財産を守り、市民がいつも安心して暮らせるよう災害への備えを整えることであり、重要な課題です。

近年、頻繁に発生する地震のなかでも、中越地方において数年間に立て続けに発生した新潟県中越地震、新潟県中越沖地震では、突然襲いかかる直下大地震の恐ろしさをまざまざと見せつけられました。さらに、千葉県北西部地震では、交通機関の麻痺、エレベーターの停止など都市機能の脆弱さが露呈しました。また、平成17年以降、毎年のように襲う集中豪雨は、下水道の処理能力を大きく超え、道路冠水や住宅浸水をもたらし、震災対策だけでなく、都市型水害に対する備えの必要性を実感させることとなりました。

震災対策は、災害に強い都市基盤整備が基本となります。具体的には、公園・緑地等のオープンスペースの確保、災害時には延焼遮断帯ともなる道路と河川の整備、建築物の耐震化・不燃化を推進するとともに、防災ブロックを形成することが重要となります。また、災害対策用物資の備蓄や防災施設、消防水利等の消防力を一層充実させるとともに、学校等公共施設の耐震化については、ファシリティ・マネジメントの推進に基づき計画的に進めつつも、耐震診断結果を踏まえた緊急対応を図り、防災拠点としての強化を推進します。

こうしたハード面の整備とともに、市民の自助努力と相互協力などソフト面の強化も欠かすことのできない要素です。自主防災組織を中心とした多様な防災訓練等を通して地域住民の防災意識高揚と防災行動力の強化を図り、防災マップ、浸水ハザードマップの配付など日常的な防災啓発を推進します。また、市民が防災情報にアクセスしやすい環境を整え、防災情報の積極的な提供を図ります。

また、大規模災害では、応急・復旧活動を行政だけで対応することは困難であり、市の行政機能の低下は免れないため、民間企業等との災害時応援協定及び市内各種団体との防災パートナーシップ協定の締結、他自治体との相互応援協定など協力体制を強化し、防災ネットワークづくりの一層の推進を図ります。

さらに、総合的危機管理体制の強化の観点から、震災や風水害に限らず、大規模な感染症対策など想定されるさまざまな緊急事態の抽出、事例研究および対応策を関係機関と協議し拡充するとともに、全庁的な施策の調整・集約を行い危機管理能力の向上を図ります。

まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成13年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
建築物の不燃化率	49.5%	51.5%	52.8%	向上

建築物に占める非木造建築物の割合である、建築物の不燃化率(床面積率)を示す指標です。非木造建築の中高層建築物も増加していますが、木造住宅も増加しているため、全体として1.3%の増となっています。今後も防火地域、準防火地域の指定地域の拡大を図り、防火造耐火造建物の建築を促進するなど、耐震・耐火の災害に強いまちづくりを推進します。

行政指標	計画策定時の状況 (平成12年)	前期実績値 (平成15年)	中期実績値 (平成18年)	目標値 (平成22年)
災害用備蓄倉庫の設置箇所数	22か所	26か所	31か所	38か所

コミュニティ・センター及び小中学校等防災拠点における、災害用備蓄倉庫の設置状況を示す指標です。計画期間内には、避難所となる全ての防災拠点に災害用備蓄倉庫を設置し機能強化を図ります。

施策・主な事業の体系

1 計画の整備と推進

(1)「地域防災計画」の改定と推進	「地域防災計画」の改定と推進
(2)耐震改修促進計画の策定と推進	「耐震改修促進計画」の策定と推進
(3)国民の保護に関する計画の運用・推進	「国民の保護に関する計画」の運用・推進

2 災害に強い基盤整備

(1)防災ブロックの形成	木造住宅密集市街地整備事業等の推進
	都市計画道路等の整備の促進
	地区計画制度等の活用
	防災まちづくり意識の普及・啓発
(2)建築物の不燃化・耐震化等の促進	老朽住宅の建替え誘導
	木造住宅耐震診断・改修助成事業の実施
	防火地域等の指定の拡大
(3)オープンスペースの確保と道路空間の防災化	緑と水の回遊ルート整備に伴う都市の防災化
	ブロック塀の生け垣化、接道部緑化の推進
	細街路整備の推進
	防災公園、避難ルートの整備
	農地の多面的機能の活用
(4)都市型水害対策の推進	都市型水害対策の推進(「第4部 - 第3 水循環の促進」参照)

3 防災機能の強化

(1)災害対策物資の備蓄	災害用備蓄倉庫の充実
	災害時トイレの整備
	備蓄品の整備・充実
(2)消防力の整備	消防団詰所の整備
	災害時における連絡体制の充実
	消防力の強化要請
	自衛消防用資機材の整備
	防火貯水槽の整備
	民間集合住宅への防火貯水槽設置補助事業の推進
(3)公共施設の防災拠点化	学校施設、コミュニティ・センター、公園、地区公会堂などの防災拠点化の推進
	耐震補強工事の実施
	飲料水及び生活用水の確保
	案内板・標識の整備
(4)ライフラインの確保	上下水道の耐震化推進(「第4部 - 第3 水循環の促進」参照)
	電気・ガス・通信施設の耐震化推進の要請
(5)防災情報システムの整備	防災無線(地域系)の更新
	情報通信技術等を活用した災害情報収集と伝達方法の検討
	多様な防災情報システムの整備
	防災拠点間のネットワーク化の推進

4 防災コミュニティづくり

(1) 自主防災組織を核とした防災コミュニティの育成	自主防災組織の活性化と地域の防災化施策の実施
	防災カルテ・防災マップの作成
	防災情報の積極的提供・防災意識の啓発
	避難所運営連絡会の設置
(2) 防災まちづくりのためのネットワーク化の推進	関係機関、民間企業との連携
	地域団体及び各種活動団体との連携
	災害に活かせる技術等を持った人財の発掘と連携
(3) 防災訓練の推進	地域・学校・関係機関が連携した実践的訓練の実施
	防災キャンプの実施
(4) 防災教育の推進	三鷹ネットワーク大学との連携による防災教育の推進
	学校教育における防災教育の推進

5 推進体制の整備

(1) 危機管理体制の強化	災害対策本部の体制強化
	平常時業務における危機管理対策の確立
	職員の危機管理能力及び防災行動力の向上
(2) ボランティア等との連携	災害ボランティア等の受け入れ体制の確立
	被災建築物応急危険度判定の実施体制の充実
(3) 災害時緊急医療体制の整備	病院・医師会等との連絡・協力体制の強化
	災害時医療体制の充実
(4) 災害時要援護者の安全確保体制の整備	災害時要援護者への対応の検討
	緊急通報システムの整備
	家具転倒防止対策の推進
(5) 帰宅困難者支援体制の検討	帰宅困難者への対応の検討
(6) 国・東京都・近隣自治体との連携強化	調布基地跡地の防災拠点化の要請
	近隣自治体との連絡体制の強化
(7) 姉妹・友好都市等との連携	相互広域応援訓練の実施
(8) 自動体外式除細動器(AED)の配置	自動体外式除細動器(AED)の配置

主要事業（ で示しています）

1 - (1) - 「地域防災計画」の改定と推進

東京都防災会議による新たな被害想定公表、東京都地域防災計画の修正、最近の実災害の教訓を踏まえ、「地域防災計画」の改定を行います。主な改定方針は、災害対応マニュアル的要素の導入による応急活動の時系列化、業務分担の一層の明確化と本部初動態勢等基本体制の強化、集中豪雨対策の再構築です。

計画改定後、減災につながる予防計画、迅速な対応が求められる応急活動計画を中心に、速やかに具体的な取り組みを推進していきます。

(市・市民・関係機関・関係団体)

	計画期間(平成22年)の 目標	中期達成状況 (18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
地域防災計画の改定・実施	地域防災計画の 改定・実施		改定	実施		→

1 - (2) - 「耐震改修促進計画」の策定と推進

既存建築物の耐震性を向上させることにより、震災の未然防止と都市の防災性を高めるため、「耐震改修促進計画」を策定し、耐震診断・耐震改修を計画的かつ総合的に推進します。(市・市民・関係団体)

	計画期間(平成22年)の 目標	中期達成状況 (18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
耐震改修促進計画の策定・推進	耐震改修促進計画の 策定・推進		策定	推進		▶

2 - (1) - 木造住宅密集市街地整備事業等の推進

2 - (1) - 都市計画道路等の整備の促進

2 - (1) - 地区計画制度等の活用

災害に強いまちづくりの前提として都市構造上の問題が第一にあげられます。すなわち、都市計画道路等で囲まれた「まちづくりブロック」を形成することにより延焼遮断帯や避難ルート等を確保することが求められます。そこで、上連雀二～五丁目、井の頭地区等災害危険度の高い地域を重点地域に位置付け、都市の再構築を推進する必要があります。具体的には、再開発促進地区の指定、耐震改修促進地区の指定の検討、都市計画道路等の整備の促進、地区計画等の活用、狭あい道路の拡幅、国及び東京都の補助事業の活用(密集住宅市街地整備促進事業、木造住宅密集地域整備促進事業、都市防災不燃化促進事業など)などにより、密集市街地の整備を促進します。(市・市民・関係団体・民間・都市機構等・都)

	計画期間(平成22年)の 目標	中期達成状況 (18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
木造住宅密集市街地整備事業等の推進	調査・研究	調査・研究	調査・研究			▶
3・4・9号線(三鷹通り～武蔵野市境)整備の推進	整備事業の推進					測量

3 - (1) - 災害用備蓄倉庫の充実

災害時に避難者等に対し迅速な生活必需物資の配給を行うため、防災拠点である学校、コミュニティ・センター及び災害対策本部拠点のすべてに災害用備蓄倉庫を設置します。(市)

	計画期間(平成22年)の 目標	中期達成状況 (18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
災害用備蓄倉庫整備の推進	38か所	31か所	3か所	2か所	1か所	1か所

3 - (2) - 消防団詰所の整備

地域防災の要としての活動が期待されている消防団の活動拠点である分団詰所の耐震化を順次行っていきます。(市・関係団体)

	計画期間(平成22年)の 目標	中期達成状況 (18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
消防団詰所の整備 (事業費:約2億3千万円)	全10分団の整備	10分団中 8分団	第 10 分 団		第 1 分 団	

3 - (3) - 学校施設、コミュニティ・センター、公園、地区公会堂などの防災拠点化の推進

3 - (3) - 耐震補強工事の実施

学校施設は避難所として重要な拠点であり、またコミュニティ・センターは、自主防災組織の本部が設置され、地域の災害活動の重要な拠点となっています。学校施設及びコミュニティ・センターの耐震化や災害用備蓄倉庫、給水設備の設置、また要介護者用避難所の確保や、地域の防災拠点での災害時要援護者の受け入れ態勢の整備など、防災拠点としての機能を強化します。なお、学校施設やコミュニティ・センターを含めた公共施設の耐震化については、地域防災計画、耐震改修促進計画及びファシリティ・マネジメントの推進に関する方針に基づき、計画的な取り組みを進めます。また、診断結果を踏まえ、更にバリアフリー化・防災体制の確立などの観点から検討した結果、東台小学校については早期に建替えを行います。

(市・市民・関係団体)

	計画期間(平成22年)の 目標	中期達成状況 (18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
学校施設の耐震補強工事 (事業費:約2.5億3千万円)	12校実施	五小・六小・ 中原小	七小 大沢台小 南浦小	三小 東台小 体育館	羽沢小	二小

東台小学校校舎建替え工事 (事業費:約20億2千万円) 平成22年度までの事業費	平成23年度完成に向けた建設工事		検討準備	仮設校舎へ移転 現校舎解体	新校舎建設	→
コミュニティ・センターの防災拠点化の推進 (事業費:約1億円)	コミュニティ・センターの耐震補強工事の実施	大沢CCの耐震診断	大沢	井牟礼		→

3 - (5) - 防災無線(地域系)の更新

防災無線(地域系)は、防災拠点である学校、市内公共施設、病院、ライフライン等の防災関連機関と市との災害時の情報収集や伝達の情報連絡網として重要な役割を担っておりますが、地域防災無線システムに使用している800MHz帯の周波数の使用期限が平成23年5月までとなっているため、更新を含めシステムの検討を行います。

(市)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
防災無線(地域系)の更新	更新			検討	設計	更新

4 - (1) - 自主防災組織の活性化と地域の防災化施策の実施

大地震等の災害発生時にその被害を最小限にとどめるためには、自主防災組織の迅速できめ細やかな防災活動が不可欠であるため、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことをテーマに活動している自主防災組織について、加入世帯の増加の促進や防災リーダーの育成などにより組織強化に向けた支援を行うとともに、未加入地域の解消をめざした取り組みを行います。また、地域との連携によりきめ細かな防災活動のできる実践的な活動態勢が組めるよう努めるほか、地域の実情に応じたより効果的な防災施策を実現するなど防災コミュニティの醸成を図ります。

(市・市民・関係団体・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
自主防災組織の活性化と地域の防災化施策の実施	自主防災組織の活性化と地域の防災化施策の実施	毎年自主防災組織連絡会、防災リーダー研修開催	実施			→

4 - (2) - 関係機関、民間企業との連携

被害を最小限に抑えるため、災害時の応急対策を迅速に行うには、関係機関や民間企業との日頃からの

パートナーシップの構築が不可欠であることから、災害時応援協定の締結などにより日頃からの備えや災害時の役割分担について取り決め、協力を求めるとともに、応援協定に基づく各種訓練の実施などを通じて、災害時にそれぞれが最大限に機能できるよう連携を深めます。
(市・関係機関・民間)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後 期				
			19	20	21	22	
防災訓練の実施 警察、消防等の参加による機関 訓練の実施	毎年の防災訓練の実施 機関連携訓練の適時実 施	毎年継続して総 合防災訓練を実 施	防 災 機 関 連 携 訓 練				→

4 - (2) - 地域団体及び各種活動団体との連携

日頃さまざまな目的で、地域で活動している団体の組織力や広域性は、災害時には大きな力になります。そこでさまざまな団体と連携し、防災コミュニティの形成を図ります。
(市・市民・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後 期				
			19	20	21	22	
地域団体及び各種活動団体と の連携	防災パートナーシップ協 定の締結	1団体と締結	検 実 討 ・ 実 施				→

5 - (1) - 災害対策本部の体制強化

改定の地域防災計画及び災害対策本部運営マニュアルなどにおいて、災害対策本部の活動態勢を整備し、明確な業務分担に基づく災害時の初動態勢の一層の充実を図ります。ハード面の対策として、災害対策本部の活動拠点となる防災センター機能を再検討し、本部設置場所の変更等を含め体制の強化を図ります。また、ソフト面として、自然災害だけでなく大規模な感染症対策など総合的な危機管理体制の強化を図るため、庁内外の関係機関と対策会議を設け、事例研究や対策を協議し、拡充します。また、地域防災無線システムを核とする情報連絡体制の確立を図ります。

(市・関係機関・関係団体)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況 (18年度末)	後 期				
			19	20	21	22	
災害対策本部の体制強化	防災センター機能の充実	検討	充 実				→

5 - (1) - 平常時業務における危機管理対策の確立

震災時に市民の生命・財産を守るための危機管理に加え、市政全般に共通して平常時業務における危機管理の強化が緊急の課題です。そこで、平常時から緊急事態の発生に備え、事業継続計画の策定等庁内の危機管理体制の強化を図るとともに、災害発生時に即応できるよう継続して訓練するなど危機管理対策の確立を図ります。
(市)

	計画期間(平成22年)の 目標	中期達成状況 (18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
平常時業務における危機管理 対策の確立	体制強化、災害想定訓 練	検討	検 討	訓 練		→

5 - (1) - 職員の危機管理能力及び防災行動力の向上

危機管理体制の強化策として危機に強い人づくりを行うこととし、職員に対し、図上訓練の実施、救命技能資格の取得など実践的なトレーニングを行います。また、地域防災計画の改定を踏まえ、職員一人ひとりが災害時の主要な業務の流れを総覧し、取り組みの状況が把握できるよう初動マニュアルの作成に取り組むほか防災ポケットメモの更新などにより、災害時に迅速かつ的確な行動が取れるよう能力向上に取り組めます。

(市)

	計画期間(平成22年)の 目標	中期達成状況 (18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
防災ポケットメモの更新	防災ポケットメモの作成、 配布、更新	作成		更 新		→

新規・拡充事業(示しています)

1 - (3) - 「国民の保護に関する計画」の運用・推進

計画に基づく市民保護のための避難指示および緊急事態等対処マニュアルの作成、避難訓練の実施などの事業を推進します。

(市)

3 - (2) - 災害時における連絡体制の充実

火災や災害発生時において、消防団員に迅速かつ確実な現地支援要請が行えるよう携帯電話のメール機能を活用した連絡方法を導入します。また、迅速かつ的確な現場対応が図れるよう、消防団本団、分団(10分団)、消防署及び市に操作性、携帯性に優れた消防団活動用無線機を配備するとともに、携帯電話のメール機能を活用して、地図情報とリンクした被災情報を送信できるシステムの導入を図るなど連絡体制の一層の充実に努めます。

(市・関係機関・関係団体)

3 - (5) - 情報通信技術等を活用した災害情報収集と伝達方法の検討

災害時には、市及び防災機関等及び市民との相互間の情報連絡手段を確保するとともに、災害情報を迅速に収集し、的確に伝達することが市民の生命・財産を守るうえで必要不可欠となります。このため情報通信技術や地域防災無線を活用した災害情報収集と伝達方法及び緊急地震速報など防災行政無線を通じて住民に直接伝える全国瞬時警報システム(J - Alert)等の導入の検討を行います。

(市・市民・関係団体)

4 - (1) - 防災カルテ・防災マップの作成

震災時の被害想定や地域危険度については東京都の調査報告がありますが、各地域の自主防災組織を中心に、危険個所や安全な避難ルートなどについて詳細に調査を行い、地域ごとに市、市民、関係団体、NPO等が協働して各地域防災カルテや防災マップの作成を推進するとともに周知を図ります。

(市・市民・関係団体・NPO等)

4 - (1) - 防災情報の積極的提供・防災意識の啓発

平常時には、さまざまな機会と手段を通して市民一人ひとりの防災意識を喚起し、緊急時に適確な行動が取れる知識と防災行動力を身につけることが必要です。そこで、平成19年度作成の防災マップ・浸水ハザードマップを全戸に配布するなど、市が持っている防災関係のデータを積極的に提供し、さらに効果的に市民一人ひとりの防災意識が啓発できる方法を検討していきます。

(市)

4 - (1) - 避難所運営連絡会の設置

災害発生時に速やかな避難所開設、初動時の円滑な避難所運営が行えるよう、「避難所運営連絡会」を設置し、災害発生時に即応できる体制を整えます。平成18年度に災害時医療救護所を設置した第五小学校をモデルケースとして「避難所運営連絡会」を立ち上げました。今後も医療救護所設置小学校6校をはじめ全避難所に設置を図ります。

(市・市民・関係団体)

4 - (3) - 地域・学校・関係機関が連携した実践的訓練の実施

災害時の防災行動力向上のため、今後も各地域で防災訓練を実施していきますが、実施にあたっては、自主防災組織を中心に関係機関・団体・施設と連携するとともに、特に地域の核となる小中学校との連携を強化していきます。また、訓練内容については、広域的応援訓練や児童・生徒、ボランティアの参加による訓練などを盛り込み、実際の災害を想定した実践的訓練として実施するとともに参加率の向上を図ります。

(市・市民・関係団体・NPO等)

4 - (3) - 防災キャンプの実施

発災直後の家屋からの脱出や救出救助、避難生活などにはキャンプ技術が役立つことを、レクリエーションとしてのキャンプを経験しながら災害時の対応について学ぶとともに、仮設市街地づくりなど災害時体験を盛り込んだ防災キャンプを実施します。

(市・市民・関係団体・NPO等)

4 - (4) - 三鷹ネットワーク大学との連携による防災教育の推進

民学産公の協働により、災害被害の軽減に向け多分野の視点から課題抽出や解決策の研究などを行い、これらを通じて広く防災教育を推進します。

(市・関係団体・民間・NPO等)

5 - (2) - 災害ボランティア等の受け入れ体制の確立

災害時のボランティア活動は、被災者の救援に不可欠であり、効率的・機能的な活動が期待されます。専門ボランティアを受け入れる担当主管課や、社会福祉協議会など関係団体との連携を深め、ボランティアの受け入れのためのマニュアル作成や連絡体制の構築を図ります。

(市・市民・関係団体・NPO等)

5 - (2) - 被災建築物応急危険度判定の実施体制の充実

地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止するため、当面の使用の可否について判定する被災建築物応急危険度判定について、実施体制の充実を図ります。

(市・市民・関係機関等)

5 - (3) - 病院・医師会等との連絡・協力体制の強化

5 - (3) - 災害時医療体制の充実

災害時の初動医療体制を早急に確立するために、災害医療対策実施本部と病院・診療所等の連携体制の強化を図るとともに、震度6弱以上の地震発生時には、市医師会に所属するクリニックや診療所等を閉院し、医師などの医療スタッフが、災害時医療救護所、市内8病院で医療活動に従事する災害時医療体制を確立しました。今後は、災害時の医療救護所や病院の運営方法について、関係機関と協議し防災訓練等で検証しながら災害時医療体制の充実を図ります。

(市・関係機関・関係団体)

5 - (4) - 災害時要援護者への対応の検討

災害時要援護者の現状把握に努めるとともに、自主防災組織と社会福祉施設との災害時支援協定の拡大など、地域における連携・支援体制の確立をめざします。また、高齢者、障がい者や外国籍市民に対する情報提供手段の整備などを実施します。

(市・市民・関係団体・関係機関・NPO等)

5 - (5) - 帰宅困難者への対応の検討

阪神・淡路大震災や千葉県北西部地震の教訓から、震災直後から発生する帰宅困難者への対応が必要であることが明らかになりました。東京都の対策も踏まえながら、的確な情報伝達、混乱防止、物資の提供などが可能な体制を構築します。

(市)

5 - (8) - 自動体外式除細動器(AED)の配置

心停止を起こした場合、居合わせた人が自動体外式除細動器(AED)で救命行為をすることは有効とされています。そこで、平成18年度より不特定多数の市民が集まる市内の公共施設に自動体外式除細動器(AED)を配置してきましたが、今後も配置の拡充を図ります。

(市)